（別紙）

平成30年6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震により教科書を喪失もしくは損傷したため、
再給与が必要となる児童・生徒の人数を学校種・学年別に記入ください。

1 児童・生徒の居住地が災害救助法適用市町村

1-1　住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼または床上浸水による喪失もしくは損傷により使用できない場合
（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（内閣府告示第228号）によるもの）

	小学校	中学校	支援学校（小学部）	支援学校（中学部）	高等学校	支援学校（高等部）
1年生						
2年生						
3年生						
4年生						
5年生						
6年生						

1-2　上記1-1以外で喪失もしくは損傷により使用できない場合

	小学校	中学校	支援学校（小学部）	支援学校（中学部）	高等学校	支援学校（高等部）
1年生						
2年生						
3年生						
4年生						
5年生						
6年生						

2 児童・生徒の居住地が災害救助法適用外の市町村

	小学校	中学校	支援学校（小学部）	支援学校（中学部）	高等学校	支援学校（高等部）
1年生						
2年生						
3年生						
4年生						
5年生						
6年生						

＊ 中等教育学校の前期課程は中学校、後期課程は高等学校の欄に記入してください。
＊ 高等専門学校は高等学校の欄に記入してください。
＊ 小中学校課学事グループ・藪内あて（YabuuchiJ@mbox.pref.osaka.lg.jp）にメール送信ください。

（学校名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（校長名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿